

扶桑商工通信

令和4年6月号

発行 扶桑町商工会

第62回通常総代会の開催について

去る5月24日、第62回通常総代会が開催された。本年は新型コロナウイルス感染症対策として、書面決議による方式での開催となりました。全議案とも賛成多数により、可決承認されました。

議案

- 第1号議案 令和3年度事業報告並びに収支決算・貸借対照表及び財産目録の承認について
- 第2号議案 令和4年度事業計画(案)及び収支予算(案)の決定について
- 第3号議案 令和4年度収支予算科目大分類内の流用の承認について
- 第4号議案 一時借入金最高限度額の決定について
- 第5号議案 取引金融機関の決定について
付帯決議案

議案審議にご協力いただきました総代の皆様には感謝申し上げます。

令和4年度の事業方針

新型コロナウイルス感染症の影響を受けはじめてから丸2年が経過しました。現在も感染状況については下げ止まりをみせており、依然として予断を許さない状況にあります。一方で、このコロナ禍を通じて一部停止していた飲食や観光などの業種についても、**NEW**コロナを受け入れながら、徐々に再開を目指していこうという動きも始めています。

当商工会といたしましてもこの2年間で学んだ経験を活かしながら、中断していた事業を再開するとともに**NEW**などを活用した新たな事業にも取り組んでいく所存です。具体的には、①経営に役立つセミナー事業の再開、②オンライン&リアル展示会への出展事業、③メタバースなどの新たな**NEW**技術に対しての試験的な取組などにチャレンジしていく予定であります。



事務所床の工事が終了しました！

また従来から力をいれてきた輝く女性の実践創業塾事業や大型ショッピングモールにおけるイベント事業などについては今年も引き続き実施していく予定です。

6月、7月の事業予定

- 6月20日(月) 午後1時～4時**
補助金個別相談会(完全予約制)
相談員 中小企業診断士 高橋 広貴氏
持ち物 ご自身で作成した補助金の申請書
3期分の決算書、確定申告書、その他補助金を受けたい事業の内容が分かるもの
- 6月30日(木) 午後4時～5時30分**
経営計画作成セミナー
講師 中小企業診断士 亀井 浩司氏
- 7月5日(火)、6日(水) 午前9時～12時**
半期源泉納付個別指導会(完全予約制)
相談員 7月5日 税理士 間宮 勝則氏
7月6日 税理士 會津 至人氏
持ち物 一人別徴収簿、給与台帳、納付書
- 7月22日(金) 午後4時～5時45分**
基礎からわかる！消費税・インボイス制度セミナー
講師 税理士 川村 貴浩氏
- 7月27日(水) 午後1時～4時**
補助金個別相談会(完全予約制)
相談員 中小企業診断士 高橋 広貴氏
持ち物 ご自身で作成した補助金の申請書
3期分の決算書、確定申告書、その他補助金を受けたい事業の内容が分かるもの

来たれ若人！青年部員を大々的に募集！

扶桑町商工会では会員企業の中から45歳以下の若手事業主（及び後継者）を対象に青年部員の募集を行っております。青年部は次世代の地域の担い手を育む組織で地域振興や部員の資質向上を目的に活動しており、業種を超えた「同世代の横の繋がり」を持つことができます。

扶桑町商工会青年部の基本方針は「お仕事を優先したうえで、青年部事業を実施することであり、他組織の団体に比べて事業主の負担が少ないことも魅力の一つです。」

若手事業主・後継者ならではの悩みを相談できる仲間がここにいます！ぜひ毎月の定例会へお越し下さい。（ご希望の方は扶桑町商工会事務局まで。（0587・93・5111）

（写真は近藤青年部部长より本年度卒業生への花束贈呈。上から(有)市川畳インテリア店・市川さん、TORI le TORALITE・澤木さん、こじま法律事務所・小嶋さん）



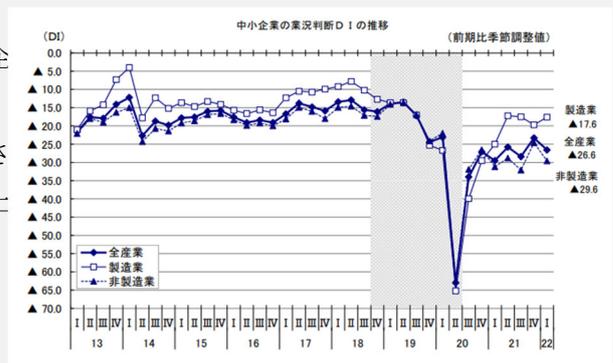
地域経済動向報告

景気動向指数、あいちの景気動向指数、中小企業調査報告、OKB 景況指数の報告より参照。

令和4年1月-3月期の速報が5月に掲載された。新型コロナウイルス感染症拡大から2年以上つもの、景気回復への足踏みが続いている。

詳しくは扶桑町商工会 HP。

(<http://www.fusoci.jp/cyousa/cyousa.html>)



安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です！



小規模共済

検索

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)